

## 「緑の募金」による地域緑化資材等購入支援制度実施要領

制定 平成19年11月 1日

改定 平成20年 9月 1日

改定 平成22年 9月 1日

改定 令和 6年 5月16日

改定 令和 7年 5月20日

(趣旨)

第1条 熊本市地域みどり推進協議会会長（以下「会長」という。）は、緑の募金による森林整備等に関する法律の基本理念に基づき、地域住民・団体による緑化活動に対し、熊本市地域みどり推進協議会の当該年度の予算の範囲内において助成金を交付するものとし、その交付については、この要領に定めるところによる。

(助成の対象等)

第2条 助成の交付対象等については、以下のとおりとする。

- 1 交付対象者 当該年度において緑の募金の実績のある町内自治会等の団体の代表者
- 2 対象経費 公民館、コミュニティセンターなどの地域住民の公共の用に供される場所等の緑化に必要な苗木、肥料などの資材及び剪定ばさみなど維持・管理にかかる機材の購入にかかる経費
- 3 助成金額 購入経費のうち8,000円を上限として補助

(申請書の提出)

第3条 申請者が、補助金の交付を受けて、地域緑化を実施しようとするときは、「緑の募金」による地域緑化資材等購入申請書を会長に提出するものとする。

(申請の承認)

第4条 会長は、前条の規定により、地域緑化資材等購入申請書の提出があった場合において、審査のうえ適当と認めたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第5条 申請者は、前条の規定による承認後、緑化資材等を購入するものとし、会長は、申請者の緑化資材等の購入を確認した後、助成金を交付する。ただし、交付については、当該年度のうち一団体あたり一回限りとする。

(資材等の購入先)

第6条 申請者が地域の緑化にかかる資材等を購入する場合の購入先は、原則として熊本市内の事業所（店舗）とする。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。